

部局名	健康福祉部	所属名	障害者支援課	所属長名	岩澤 厚明	電 話	483-1151 内線2230
-----	-------	-----	--------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3129		事務事業名称	障害者福祉手当給付事業					短縮コード	経常	3129	臨時	
予算区分	会計	01	一般会計	款	03	民生費	項	01	社会福祉費	目	03	身体障害者福祉費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		八千代市障害児福祉手当及び特別障害者手当支給規則，重度心身障害者及びねたきり老人福祉手当給付条例，心身障害児福祉手当支給条例，重度心身障害者介護手当支給要綱							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
特別障害者手当の支給は昭和39年、重度心身障害者福祉手当の支給は昭和39年、心身障害児童福祉手当の支給は昭和43年、重度心身障害者介護手当の支給は昭和39年、それぞれの事業を通じて経済的負担の軽減を目的に開始した。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	01	健康福祉都市をめざして						
現在の財政状況では現行の手当支給水準の維持は難しい。					大項目（節）	02	社会福祉						
					中 項 目	03	障害者（児）福祉						
					小項目（施策）	02	障害者（児）保健福祉サービスの充実						
					細 項 目	02	生活の場の確保・支援						
				実施計画の計画事業									
計画事業の位置付けの有無			☐	計 画 事 業 期 間		～		計 画 事 業 費		千円			

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	1．知的障害者 2．身体障害者 3．知的・身体障害者の介護者							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： 申請を受け、1．各種手当の支給（1）特別障害者手当の支給 （2）福祉手当の支給 （3）介護手当の支給							
	※平成19年度に計画していること： 1 8年度と同じ							
意図 （何を狙っているのか）	生活の安定を図る。							
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	障害があっても住み慣れた自分の家で暮らせる。ライフスタイルの多様化に対応した住まい方ができる。							
区 分				単位	1 7 年度	1 8 年度		1 9 年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標 1	知的障害者数	人	586	586	600	600	
	指標 2	身体障害者数	人	3, 773	3, 773	3, 908	3, 908	
	指標 3	知的障害者・身体障害者の保護・介護者数	人	97	97	88	88	
活動指標	指標 1	各種手当申請受理件数	件	11, 269	11, 128	10, 853	10, 853	
	指標 2	各種手当支給決定通知件数	件	11, 269	11, 128	10, 853	10, 853	
	指標 3							
成果指標	指標 1	身体・知的障害者のうち福祉手当を支給している割合	%	81. 3	81. 3	81. 2	81. 2	
	指標 2							
	指標 3							
上位成果指標	指標 1	児童発達支援センター措置利用者数	人			42		
	指標 2	児童発達支援センター外来利用者数	人			1, 528		
	指標 3	障害者相談支援施設数	ヶ所			2		

コード	3129	事務事業名称	障害者福祉手当給付事業				所属名	障害者支援課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			平成１８年１０月障害者自立支援法が全面施行され、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるよう一元化されたことにより、心身障害者援護事業、身体障害者援護事業、障害者福祉手当、知的障害者援護事業、精神障害者援護事業を統廃合し、１９年度から、障害者援護事業、障害者自立支援総務事業、障害者自立支援事業の３事業に再編、その事業の役割を明確にする。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☒ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止								
☐ 休止								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			平成１８年１０月障害者自立支援法が全面施行され、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるよう一元化されたことにより、心身障害者援護事業、身体障害者援護事業、障害者福祉手当、知的障害者援護事業、精神障害者援護事業を統廃合し、１９年度から、障害者援護事業、障害者自立支援総務事業、障害者自立支援事業の３事業に再編、その事業の役割を明確にする。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☒	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など	
平成16年9月に障害者団体より介護手当てと福祉手当についての所得制限の導入をやめてほしいとの要望が市にあり、話し合いがもたれた。	

所属長コメント	市が、障害福祉サービス等を一元的に提供する仕組みとなり、その実施に当たっては、障害福祉計画等に基づき、サービス利用状況を勘案しながら、事業の整備に努める。	
評価調整委員会意見	☒ 改革改善して継続	障害の種別に係らず利用が一元化となる新規３事業に再編されることを支持
	☐ 手法プロセスの改革・改善	
	☐ 事業規模の拡大・縮小	
	☒ 統合・役割見直し	
☐ その他		
☐ 廃止		
☐ 休止		
☐ 現状のまま継続		